

第1章 総論

(高齢者虐待についての基本的な理解)

第1章 総論

1. 高齢者虐待とは

(1) 高齢者虐待防止法の成立

平成17年11月1日に国会において「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」といいます。）が議員立法で可決、成立し、平成18年4月1日から施行されました。

～ポイント～

- 高齢者の権利擁護・虐待対応について、市の公的責務が明確化されています。
- 高齢者虐待防止法では、虐待の定義や通報義務・立入調査等が規定されています。
- 高齢者の虐待を防止するとともに、養護者をも支援することをうたっています。
- 実際の対応は、市・地域包括支援センターが行います。

(2) 高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは65歳以上の者（法第2条第1項）と定義されています。ただし、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用している、又はその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます（法第2条第6項）。

また、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて定義されています。

①養護者による高齢者虐待（法第2条第4項）

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、同居・別居を問わず、現に高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う以下の行為とされています。

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること

介護・世話の放棄放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

②養介護施設従事者等による高齢者虐待（法第2条第5項）

高齢者虐待防止法に規定する「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法及び介護保険法に規定される次の施設及び事業に従事する者を指します。これには、直接介護に携わる職員のほか、経営者や管理者も含まれています。養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、養介護施設従事者が養護する高齢者に対して行う行為とされており、①養護者による高齢者虐待と同様の行為とされています。

高齢者虐待防止法に規定する「養介護施設従事者等」の例（高齢者虐待防止法第2条）

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設等 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 等 	

※サービス付き高齢者向け住宅等の取扱いについて

サービス付き高齢者向け住宅としての登録の如何に関わらず、老人福祉法に定める有料老人ホームに該当するのであれば、その職員による虐待は「養介護施設従事者等による高齢者虐待」として対応します。

また、上記に該当しない場合であっても、「養護者等による高齢者虐待」として対応することとなります。いかなる施設及び事業所であっても高齢者虐待が疑われる場合には、高齢者虐待防止法の趣旨に則り適切な対応が行われます。

(3)「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を上記（2）のように定義していますが、これらについては、「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれること」と広い意味で高齢者虐待防止法の対象を規定したものと捉えることが必要です。

また、市は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別し難い事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。

～ポイント～

高齢者虐待防止法の定義では「高齢者」を65歳以上と定義していますが、市には被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業、被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業（介護保険法115条の45第2項第2号）が義務付けられています。

(4) 高齢者虐待の要因・リスク

高齢者虐待は様々な要因・リスクによって起こります。例えば、家族相互の人間関係、利害関係が影響し、家族間の軋轢や感情的なしこりに発展している事例のように、昔からの家族生活史といったものが大きく影響していることもあります。行為だけにとらわれず、その背景にある要因に目を向け、根本的な解決に向けて支援を行っていくことが大切です。

～ポイント～

高齢者虐待の要因・リスク

- ・後期高齢者、特に女性が多い。
- ・高齢者に認知症の症状がある。
- ・認知症や介護に対する知識や技術不足
- ・要介護度が重度
- ・介護負担大、介護疲れ
- ・夫婦のみ世帯、高齢者と単身の子供の2人世帯など、小規模家庭
- ・親族・地域からの孤立
- ・養護者の精神疾患、障害、その他疾病
- ・経済的困窮（失業、多重債務など）
- ・家庭内の確執、不和、共依存関係、暴力の世代・家族間連鎖

など

2. 関係機関等の責務・役割

高齢者虐待は、複数の要因が複雑に絡み合っ発生し、要因が重なれば重なるほど深刻化しやすく、解決も困難になると考えられます。高齢者虐待への支援には、早期発見が非常に大切で、また関係機関との連携が必要不可欠です。高齢者虐待防止法第7条に明記されているように、通報義務は守秘義務より優先するとされています。

関係機関の役割として、「何を期待されているのか」「何ができるのか」についての共通認識を持つておく必要があります。

高齢者虐待防止法では、養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者に対して高齢者虐待の早期発見等のための努力義務を明記しています。

また、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対しては、市への通報努力義務が規定されており、さらに、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに、市に通報しなければならないとの通報義務が課せられています。

(高齢者虐待の早期発見等)

第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

通報には抵抗がある・・・

法律上は「通報」とあり「通報した後になくなるのか?」「通報することで、その方の家庭を壊してしまうのではないか?」等の抵抗があるかと思われます。

その場合は通報ではなく、「相談」または「情報提供」として連絡をいただいても構いません。通報・相談受理者には、守秘義務が課せられています。相談者・通報者が特定されないように配慮し対応をします。

また、下記のような場合においても相談として受けることができます。

- 匿名での相談。
- 虐待の有無が不確定。その他情報も不確定でも構いません。
- 本人、家族の了承は必要ありません。

機 関		役 割
市	地域包括支援課 高齢者支援課 介護保険課 監査指導課	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待の通報・届出の受理、情報集約 ○適切な支援方針の決定及び権限行使 <ul style="list-style-type: none"> ・立入調査及び警察への援助要請 ・老人福祉法上のやむを得ない事由による措置及びそのための居室確保 ・成年後見制度の市長申立 ・面会制限 ○虐待対応のための体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・対応窓口の周知、虐待に関する知識・理解の周知・啓発 ・連携協力体制（ネットワーク）の整備 ○地域包括支援センターのバックアップ
	保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ○健康相談・健康教育など、市民の健康増進のための活動や高齢者福祉サービスに関する相談から発見したケースの支援（相談・地域包括支援センターへの連絡・主管課への通報など） ○精神疾患・難病等、疾病を持つケースの健康面について、必要に応じ関係機関と連携し専門性を活かした支援
	生活援護室	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者に対する支援
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・養護者に対する相談・助言・指導 ○虐待が疑われる場合の連絡・通報窓口（住民、居宅介護支援事業所、介護保険等サービス提供事業者、医療機関従事者等） ○高齢者の安全確認・事実確認（関係機関からの情報収集・訪問調査等） ○養護者による高齢者虐待対応のコーディネート役（個別ケース会議の開催、援助計画の作成、モニタリング、評価など） ○ケアマネジャーへの支援 	
居宅介護支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待を早期発見する役割 ○居宅介護支援事業所と高齢者本人、養護者との信頼関係構築の継続・強化 ○高齢者虐待の改善に向けてケアマネジメントに反映 	
介護保険等サービス提供事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待を早期発見する役割 ○サービス利用時の声かけ、見守り、状況変化等の観察、高齢者・養護者の精神的支援 	
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待を早期発見する役割 ○被虐待者の緊急性の判断、入院の必要性の判断（入院の受け入れ）、往診による自宅への介入、定期的な身体状況の確認 	

警察・消防関係	<p>○110番通報、救急搬送時等に高齢者虐待の疑いがあれば市・地域包括支援センターへ連絡</p> <p>○立入調査時に、市の援助要請を受けて同行訪問（高齢者の生命又は身体の安全を確保するため、緊急を要する場合に介入を行う）（警察）</p> <p>○地域の安全の見守り（警察）</p>
地域住民、民生委員、自治会、老人クラブ等	<p>○高齢者虐待防止、養護者支援等の重要性の理解</p> <p>○地域における身近な情報のキャッチ</p> <p>○地域の見守り、声かけ</p> <p>○市・地域包括支援センターへのつなぎ役</p>

～ポイント～

- 日頃から、お互いの機関が顔の見える関係づくりをしておくことが大切です。
- 個別ケースに応じて、各機関の役割を明確にしておきましょう（いつ、誰が、どんな状態になれば、何を、誰に連絡する など）。
- 虐待を疑う通報や相談があった場合、市の責任において、虐待の有無と緊急性の判断、対応方針等についての決定を行うコアメンバーを招集し、対応を協議します。

4. 発生予防・早期発見の取り組み

（1）高齢者虐待の発生予防のために

高齢者虐待の防止のためには、まず私たち一人ひとりが虐待に関する正しい知識を持ち、虐待を起こさせないよう、高齢者と養護者を支援していくことが大切です。

① 高齢者虐待の認識を高める

- 高齢者虐待とは、高齢者が受ける身体的・精神的・経済的な苦痛であり、人権問題です。
- 判断の基準は、虐待者による行為によって高齢者の生活に支障が生じているかどうかです。
- 家庭で高齢者虐待が起こる背景には「介護疲れ」「高齢者本人と虐待する側の人間関係」「経済的困窮」などの様々な要因が考えられます。
- 養介護施設で高齢者虐待が起こる背景には「介護技術等に関する問題」「職員のストレスや感情コントロールの問題」などの様々な要因が考えられます。
- 元気な高齢者であっても虐待を受ける可能性があります。
- 高齢者自身が虐待している家族をかばったり、事実を隠すなど、問題が表面化しない特徴があります。
- 私たち一人ひとりが、誰にでも起こりうる身近な問題として関心を持たなければ、虐待は防止できません。

② 認知症を理解する

認知症は、その症状から「虐待ではないか？」と誤解されたり、対応の難しさから介護者がイライラしたり疲れきったりして虐待に至ることがあります。認知症と高齢者虐待は、密接に関係しており、高齢者虐待を防ぐには、認知症について正しく理解することがとても重要です。

認知症の症状から虐待ではないかと誤解を受ける場合

ご飯を食べさせてもらえないんだよ…

⇒ 【本当は】 さっきご飯を食べたばかりなのに…

しまってあった財布がない。家族に盗られたみたいなんだ…

⇒ 【本当は】 いつもしまった場所が分からなくなるのに…

認知症の対応の難しさから介護者が疲れきってしまう場合

今日は何月何日だったかな？（家にいるのに）家に帰りたい！

⇒ 同じことばかり聞かれるわ… これでは自分（介護者）の時間が取れないわ…

- 認知症による物忘れと加齢による物忘れとは違います。
- 認知症の症状は、記憶障害、見当識障害（日時・場所・人が分からない）、判断力の低下等の中核症状が進行するにつれ、妄想、幻覚、不安、依存、徘徊、攻撃的行動、睡眠障害、介護への抵抗、異食、過食、抑うつ状態などの周辺症状がみられることがあります。
- 失われた機能を取り戻すことはできませんが、初期段階からの治療により進行を抑えることは可能なため、早めに医師の診断を受けることが大切です。しかし、高齢者自身が病院を受診する必要性を認めず、なかなか治療に結びつかない場合もあります。
- 養護者の対応によって、認知症の症状は良くなる可能性があります。介護も治療のひとつです。
- 高齢者の身になって考え、対応する事が何よりも大切です。

③ 介護者を応援しよう

介護のストレスが、高齢者と介護者の関係を悪化させ、虐待に至ってしまうケースも少なくありません。また、「介護は家族がすべき」とか「介護はこうあるべき」という個人の介護に対する価値観で介護者に過剰に期待したり、批判したりすることが介護者をかえって追い詰めてしまい、結果的に虐待にまでエスカレートしてしまうこともあります。

虐待行為自体は、あってはならないことですが、虐待をしてしまった介護者を加害者と決めつけて攻め立てたり、懲らしめて正そうとすることでは解決になりません。

高齢者虐待防止法には、高齢者の保護とあわせて養護者への支援も盛り込まれており、その家庭に対してどのように支援することが望ましいのか、共に考えていく姿勢が大切です。

～ポイント～

○ちょっとした一言が介護者を支えます。

「いつもよくやっていますね」 「いつもがんばっておられますね」

「一緒に考えていきましょう」 など

○こんな言葉は要注意！

「あなたが介護するのは当たり前でしょ」 「もっとやさしく接してあげてください」

「他にも大変な人がいるんだから、あなたはまだいいほうよ」 など

(2) 高齢者虐待の早期発見のために

関わる人や近隣の人からの相談・連絡がきっかけで、高齢者虐待の早期発見・早期対応が可能となります。見守り、支え合い、誰もが安心して暮らせる、住みよいまちを目指しましょう。

① 高齢者虐待のサインに気付く

地域で暮らす高齢者に接する人は、誰でも高齢者虐待を発見する可能性があります。しかし、一般的に高齢者虐待は居室内等の密室で行われることが多く、中々周りからは発見しにくいものです。また、発見をしても、虐待されている高齢者が家族をかばったり、虐待されてもその人の介護に依存せざるを得ず、自ら虐待の事実を訴えづらいなど、社会的体面や自尊心から沈黙する場合があります。他に、虐待者自身が自らの行為を虐待として認識していない場合や、外部への相談をためらう、あるいは相談窓口を知らない等も考えられます。

高齢者や養護者やその他家族の発するサインを見逃さないようにすることが、早期発見のポイントとなります。ここでは、高齢者虐待が疑われるサインを高齢者側と家族側からの例を紹介します。また、簡単に状況を把握できるチェックシートなどを使用することも有効です。

ただし、「サイン」があるからといって、必ずしも虐待の事実と結びつくわけではありませんが、状況が悪化すれば虐待が起きる可能性があります。また、これら「サイン」は、介護者を支援していくための、ひとつの気付きになるものです。そのため、偏った価値観で批判などをしないよう、十分な配慮も必要です。

複数のサインに該当し、高齢者虐待が疑われる場合には、市・地域包括支援センターに相談・連絡が必要です。

【身体的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面に見られるサイン】

- ◆ 説明のつかない転倒や小さな傷が頻繁に見られる
- ◆ 腕や足の内側、背中などに痣やミミズ腫れがある
- ◆ 頭、顔、背中などに傷がある
- ◆ 臀部や手のひら、背中などに火傷の痕がある
- ◆ 「家に居たくない」「蹴られる」等の訴えがある
- ◆ 医師や支援者に話すこと、援助を受けることをためらう
- ◆ 傷や痣に関する説明のつじつまが合わない

【心理的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面に見られるサイン】

- ◆ 食欲の変化（過食、拒食がみられる）
- ◆ 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠など）の訴えがある
- ◆ 過度の恐怖心、怯えを示す
- ◆ 強い無力感、あきらめ、なげやりの態度がみられる

【性的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面に見られるサイン】

- ◆ 肛門や性器に出血や傷が見られたり、性器に痛みやかゆみがあるなど普段と違った訴えがある

【経済的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面に見られるサイン】

- ◆ 安定していた生活を送ってきたのに、急にお金が無いとの訴えや、費用負担のかかるサービスは止めたいと訴えがある
- ◆ サービスの費用負担や生活費の支払い（家賃、公共料金等）が突然できなくなる
- ◆ 知らない間に預貯金が引き出されたといった訴えがある

【介護・世話の放棄、放任を受けている高齢者の身体面、環境面に見られるサイン】

- ◆ 居住する部屋、住居が極端に非衛生的、あるいは異臭がする
- ◆ 濡れたままの下着を身に着けている
- ◆ 褥瘡や潰瘍が多数できている
- ◆ 部屋の中に衣類やオムツが散乱している
- ◆ 寝具や衣類が汚れたままであることが多い
- ◆ 栄養失調の状態にある
- ◆ 病気の可能性があるにも関わらず、適切な受診が出来ていない

【家族からのサイン】

- ◆ 高齢者に対する質問に介護者が全て答えてしまう
- ◆ 高齢者に面会させない
- ◆ 高齢者に対して冷淡、無関心な態度である
- ◆ 高齢者に対して暴言を吐く
- ◆ 受診や入院の勧めがあっても拒否する
- ◆ 支援に対して非協力的である
- ◆ 介護疲れの著しい様子が伺える

■セルフ・ネグレクト（自己放任）

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなってしまっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者について。

「セルフ・ネグレクト」については、高齢者虐待防止法上の「虐待」とは定義づけられていませんが、「高齢者虐待に準じた対応が求められる例」の一つです。

【具体例】

- 必要な医療や介護サービスを受けていない
- 以下のような非衛生的な住居に住んでいる
 - ・ゴミが山のように溜まっている
 - ・ゴキブリなどの害虫が大量に発生している
- 以下のような身体的ニーズが満たされていない
 - ・食事や水分を摂っていない
 - ・入浴していない
 - ・洗濯されていない汚れた衣服を着ている
- 家に閉じこもり外に出ない
- 地域から孤立している
 - ・近所との付き合いを持たない
 - ・周りの人の助けを拒否する

など

～ポイント～

- 高齢者自身に「適切な判断力や意欲があるか無いか」という点がポイントです。
 - ・疾病等があって「自分の世話ができない」場合 ⇒ 「虐待に準ずる対応」を行います。
 - ・健康で正常な判断力のある高齢者が「自分の世話をしない」場合 ⇒ 公共の福祉に反しない限り、自己決定を尊重することが求められます。

② 高齢者虐待を起こさせない、見落とさない地域づくり

早期発見と、さりげない手助けや見守り・声掛けなど、ちょっとした勇気や優しさで、虐待の深刻化を防ぐことができます。

～ポイント～

○見守り、声を掛け合いましょう。

高齢者や介護する方を地域で温かく見守り、孤立を防ぎましょう。日頃から、ご近所で声を掛け合うことが大切です。「おはよう」「こんにちは」の挨拶など、何気ない毎日の声掛けも大切な見守りの一つです。

○ちょっとした気付きが早期発見につながります。

高齢者や介護者の様子、環境から虐待の兆候に気付きましょう。

○身近な窓口にご相談しましょう。

「虐待かな？」と思ったら、自分一人で悩まず、どんな小さなことでも市・地域包括支援センターにご相談ください。虐待かどうかの判断や、実際の対応は専門家に任せましょう。

■ 高齢者・家族を見守るネットワーク

(1) 虐待を発見・受け止める地域づくり（ネットワーク）

高齢者虐待防止法において、市は虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、関係機関や民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないとされています（第16条）。

例えば・・・

地域の住民や地域団体、関係機関などが、高齢者に対して行う声掛けや訪問などの「さりげない見守り」「無理がない見守り」を通して、高齢者の安否確認を行う。

⇒ 地域から高齢者・家族が孤立する状態を防ぐことができます。

地域の住民や地域団体、関係機関などが、地域の高齢者の様子から「最近元気がないので心配」「新聞がたまっているのに、家の中で何か異変が起きているのでは？」などのちょっとした変化を、市・地域包括支援センターなどへ連絡すること。

⇒ 問題の早期発見、高齢者への支援等を迅速かつ効果的に行うことができます。

～ポイント～

○虐待しているとの自覚、虐待されているとの自覚は問いません。

○虐待は重複することがあります。

○虐待は力関係の差のあるところに起こります。

○虐待は「あるかもしれない」という視点が必要です。



上記のような関係機関との連携協力体制を構築し、地域機関のネットワークの強化を図っていきます。